





- ア 専ら製品の製造又はエネルギー回収のため原材料又は燃料として循環的に利用するためのものであること（原材料又は燃料として県内で循環的に利用するために中間処理を行うものを含む。）。
  - イ 貴金属の回収を行うためのものであること。
  - ウ 循環型地域社会の形成に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 73 号）第 7 条第 1 項の規則で定める圏域（本県を除く。）から搬入されるものであること。
  - エ その他本県で処理せざるを得ない特殊事情があると知事が認めるものであること。
- 4 受託者とは、報告者が処分を委託した者をいい、処分により生じた産業廃棄物の処分を委託した場合にあってはその空欄に（残）と、処分の再委託の場合は（再）と記載すること。

(別紙)

## 産業廃棄物の処理施設における処分実績報告書（令和 年度）

産業廃棄物・特別管理 産業廃棄物処理施設の種類	処分した産業廃棄物の種類と年間処理量（単位 t・m <sup>3</sup> ）				処分後の産業廃棄物の処分量（単位 t・m <sup>3</sup> ）			
	A	A	A	A	種類	排出量	処理方法	処分量
合 計								

備考 処分した産業廃棄物の種類を A 欄に記入して、それぞれの種類ごとに年間の処分量を記入すること。